

令和5年第4回（定例会）吉備中央町議会会議録（4日目）

1. 令和5年9月20日 午前 9時30分 開議

2. 令和5年9月20日 午前10時58分 閉会

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日	名	義	人	2番	加	藤	高	志
3番	山	本	洋	平	4番	石	井	壽	富
5番	丸	山	節	夫	6番	河	上	真	智子
7番	山	崎		誠	8番	黒	田	員	米
9番	成	田	賢	一	10番	渡	邊	順	子
11番	西	山	宗	弘	12番	難	波	武	志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

4番	石	井	壽	富	5番	丸	山	節	夫
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	亀	山	勝	則	書	記	平	澤	瞳
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

9. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	山	本	雅	則	副	町	長	岡	田	清											
教	育	長	石	井	孝	典	会	計	管	理	者	早	川	順	治							
総	務	課	長	片	岡	昭	彦	税	務	課	長	山	本	敦	志							
企	画	課	長	大	樫	隆	志	協	働	推	進	課	長	中	山	仁						
住	民	課	長	古	好	広	徳	福	祉	課	長	古	林	直	樹							
保	健	課	長	塚	田	恵	子	子	育	て	推	進	課	長	根	本	喜	代	香			
農	林	課	長	山	口	文	亮	建	設	課	長	大	月	豊								
水	道	課	長	歳	原	雅	則	教	委	事	務	局	長	大	月	道	広					
定	住	促	進	課	長	荒	谷	哲	也	加	茂	川	総	合	事	務	所	長	宮	田	慎	治

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 49 号	吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 50 号	吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 51 号	吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 52 号	財産の取得につき議会の議決を求めることについて 〔消防ポンプ自動車（大和分団）〕
日程第 6	議案第 53 号	請負契約締結の変更について（吉備中央町立豊野小学校校舎内装改修工事）
日程第 7	議案第 57 号	令和 5 年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第 8	議案第 58 号	令和 5 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
日程第 9	議案第 59 号	令和 5 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 10	議案第 60 号	令和 5 年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について
日程第 11	議案第 61 号	令和 5 年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計補正予算について
日程第 12	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
日程第 13	同意第 1 号	吉川財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第 14	同意第 2 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
(追加日程)		
追加日程第 1	発議第 4 号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について

追加日程第2

閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案第49号	吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する 条例について	可決
議案第50号	吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例について	可決
議案第51号	吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 について	可決
議案第52号	財産の取得につき議会の議決を求めることについて〔消 防ポンプ自動車（大和分団）〕	可決
議案第53号	請負契約締結の変更について（吉備中央町立豊野小学校 校舎内装改修工事）	可決
議案第57号	令和5年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第58号	令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算につい て	可決
議案第59号	令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算 について	可決
議案第60号	令和5年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について	可決
議案第61号	令和5年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計補正予 算について	可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることにつ いて	適任
同意第1号	吉川財産区管理会委員の選任につき同意を求めることに ついて	同意
同意第2号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意
発議第4号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書につ いて	可決
	閉会中の特定事件（所管事務）の調査について	決定

午前 9時30分 開 議

○議長（難波武志君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番、石井壽富君、5番、丸山節夫君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、議案第49号、吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第49号、吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、議案第50号、吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありますか。

3番、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

消防団員の人員500人を430人に改めるということで、これは今年度から団員報酬を個人へ振り分けるに当たり、各分団で団員の整理によって、人数が整理されたというふうな数字だと思いますが。先日の同僚議員からの一般質問でもありました。今、消防団本団役員、分団長以上の方が防災指導の資格を取得されて、それぞれの地域で防災士として地域の防災の中核を担うために、これからいろいろな自主防災組織の中核を担うために、そういうふうな資格を取られたんだと思います。ただ、先月ですか、豊野地区で残念ながら犠牲者が出てしまいましたが、家屋火災がありました。私も団員として、なるべく早い時期に現場へ到達したんですが。その場で地元の消防団OBの方が地域のことをよく分かっていらっしゃる方が、水利をどこにするであるとか、こういうふうにポンプを伸ばしなさいとか、私たちの団員、よそから来た分団に対しても指導をしていただきました。OBの方々も、やはり消防団を離れたからといって、地域のその防災、それとか火災、有事のときには、やはり大変な力になってくれるんだなあというのを痛感した次第でございます。

消防団の団員というのは、今年度初めに入団式がありまして、町長にもそこへ参加していただいて、十数名の若い方が消防団へ入団をされたのは記憶にあると思いますが。今現在の団員の年齢からいいますと、どんどん減っていかざるを得ないということは、もう目に見えております。

先日の同僚議員から自主防災組織のことも言われてましたが、今実際その消防団と地域の自主防災組織とのリンクといいますか、共存して、じゃその分、地域の分団の消防団とその地域の自主防災組織が協働で何かをやっているというようなことが、あまりこう皆さ

んに知られてないし、そういうことが行われている事例も少ないんじゃないかなろうかと思われます。

私が今危惧してるのは、やはり南海トラフ地震における、当然、町のほうでも防災マニュアル等で、そういった場合におけるマニュアルなんかは整備をされてはおると思うんですが。そういったことが、実際に、じゃあ消防団員の皆さんの頭の中、どっか片隅にあるようには今現在は思われません。防火活動、予防消防、消火活動への訓練というのは、月1で皆さん何かされてると思いますが。こういったところへ向けて人員も減っていく中で、具体的にこれからの吉備中央町の人命を守っていかなきゃいけない消防団であり、役場の組織のおさである町長、これから、じゃあ、吉備中央町の自主防災というものをどのように捉えて、これからの消防団にどのようなこと期待をされるかというのを、ちょっとお考えをいただけたら、はい。

○議長（難波武志君）

山本議員、ちょっと質問のあれが違うと思うんです。

○3番（山本洋平君）

はい、すみません、整理します。

430人、歯止めがかからないですよ、減っていく。この点は、補うために地域の自主防災組織等の連携というのを図るべきではないかと思うんですが、その辺を今後どのように、町のほうは地域の自主防災と消防団、吉備中央町の人命を守るための取組というものをどのように指導をしていかれるつもりかというのを教えていただけたら。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

今回500人の定員を430名に減じる条例改正でございます。これにつきましては現状の数字をしっかりと見て、この定数が正しいだろうと、今のところですよ、ということで現実に即した定数減にさせていただきました。

それと議員が言われた自主防災との関係、吉備中央町も大雨であったり、地震があったり、いろんなことが想定されます。そのときには、やはり多くの方が、人力が必要でございます。その確固たる中心は、やはり消防団でございます。しかしながら、消防団だけでは難しいです。それぞれの地域の自主防災組織、これを充実する必要はございます。そし

て、町とも連携を取って、一人の方も、そのような被災から守るような、すべを取るべきと思います。

また、消防団にとっては、消防団の意義をしっかりと町民の方に説いて、消防団に入っ  
ていただくということも私は大事だろうと思います。その活動も、今後強く進めるべきと  
考えております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

3番、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

ちょっと条例に関しての質問の中では、ちょっと曖昧な質問になってしまって申し訳あ  
りませんでした。人数が減っていく、定数を減らして数字の中では70人の消防団員が  
いなくなるということは、それぞれの地域にとっても大きな損失になっていくと思いま  
す。若い方に入っていただくということも十分大切なことでありますし、これから、じゃ  
あ吉備中央町の中における消防団がどのような、消火だけでなくで本当、防災の主役であ  
るという認識を我々も持ちながら、そういった指導も行政のほうからしっかりしていただ  
きながら、吉備中央町の町民の生命と財産を守っていけるような組織を何とか持続して  
いけるように、これからも指導のほう、よろしく願いいたしときます。答弁は結構で  
す。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

7番、山崎誠君。

○7番（山崎 誠君）

消防団員が年を負うごとに減っていく、大変残念なことなんですけども、現在の年代  
別、20代、30代、40代の年代階層別の人数が分かれば教えていただきたい。分から  
なければ、後で議会に提出していただきたいのが1つと。

それから、吉備高原都市の住区、特に東西住区は、若い人が随分入られていると思うん  
ですが、そのあたりの入居者の団員加入への扱いというのは、今どうなっているんでしょ  
うか。

2つを質問いたします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

山崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

年代別の内訳につきましては、ちょっと、ただいま手持ち資料を持っておりませんので、またお示しさせていただきます。

それから、もう一つ、吉備高原都市内における消防団員のことですが、吉備高原都市には町内在住というか、それぞれ町内から吉備高原都市へ行かれた方も大勢おられます。その方につきましては、消防団に入られてる方もおられます。出身地のそれぞれの分団のほうに所属されてる方が大半であります。吉備高原都市に新たに來られた方というのは、なかなか消防団のほうに入っている方は少ないように思っています。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

11番、西山です。

関連質問ですけれども、今、総務課長が吉備高原の人たちに入っていただくのはなかなか困難な話もありましたが。町長は最初、冒頭言われましたように、人数的な人口減少とそれから若者たちの数も減ってるのは分かるんですけれども、それ以前に消防団の在り方であって、組織的に本団から分団へという組織の在り方がありますが、それについては、以前にもいろいろな意見を申し上げたと思いますが。それは、問題解決に至ったんでしょうか。それとも組織的な何か問題点がまだ残っての、人員が不足してるかということもありますが、前にも総務課長にはお尋ねしたことがあると思いますが、組織的なことの問題点はありますか。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

西山議員の御質問にお答えさせていただきます。

消防団につきまして、組織的なそれぞれ問題が地域的なとかという問題がありますかということですが、それはないように聞いております。それぞれの消防団の中で、それぞれの地域、地区をどのようにしていくかは、また消防団のほうともいろいろ相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

総務課長、問題はないというて、問題はないことなんです、あると思うんです。それ、町のほうとして、総務課が担当課でありながら、そういう指導それから本団の在り方、そういうようなものについてのいろいろな今までの問題点について、中を変えていったり、是正したということを一遍も聞いたことはないんですけど。町として、総務課の担当課として、ただないと思います、地域に任せますでなしに、そこの元である行政側の総務課として、もう少し消防団の中をよく知り、そして人事配置についてもいろいろな問題があると思いますが、そういうことを気をつけてやっていくことによって、消防団の意識を高めていくことによって、消防団員を確保するというのも一つの方法かと思えます。提案しますけれども、今、一言、課長の答弁を。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

御助言、ありがとうございます。御助言につきまして、総務課のほうでも検討させていただきます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第50号、吉備中央町消防団条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、議案第51号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第51号、吉備中央町特定教育・保育施設及び特定地

域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、議案第52号、財産の取得につき議会の議決を求めることについて〔消防ポンプ自動車（大和分団）〕を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第52号、財産の取得につき議会の議決を求めることについて〔消防ポンプ自動車（大和分団）〕は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第53号、請負契約締結の変更について（吉備中央町立豊野小学校校舎内装改修工事）を議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

西山です。

今回の請負契約の締結の変更について、これ以前からも何遍もお尋ねをしておりますが、学校、子どもたちの教育環境の下において、学校整備のことですから一々反対することはありませんが、一番最初から何遍も申し上げたように、安全な方法、安心・安全というものを基本に置いて、そしてやっていただくことで、前の契約も、私も賛成しましたが、今回、工事内容が説明であったのは、学校側の保護者とか、そういうところからの意見で、階段の滑り止めであろうとか、そういうふうな安全対策に係ることなんですけれども、金額でいうと231万円ぐらいの、ぐらいというような言い方あれですけれども、変更だと思いますが。こういう変更する以前に、設計というものはきちっとできてるはずじゃし、統廃合に伴う改修工事ですから、他の学校から大勢子どもたちが1校に集まるわけで、校舎になれない部分、それから環境の問題も含めて絶対に整備しとかならない問題なんですよ。そこに重きを置かずして、ただ改修だけにこの大きな費用を費やしたように、私は危惧するところでございますが、それについて答弁を求めます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、西山議員の御質問にお答えいたします。

以前から議員さんから指摘を受けて、設計時にしっかりするよというということで、それで取り組んでまいりました。しかしながら、今回このように、どうしても追加が出てしまう。また、床を剥がしてみても初めて、床を上げとるかさ上げ部分がかなり傷んでいたということが分かってしまったというようなこともありまして、今回このような設計の変更に伴う契約変更をお願いするということになってしまいました。

このような経験を踏まえて今後に生かして、来年も工事がありますので、それに生かして設計のほう、いま一度しっかりと見直して、ないように取り組んでいこうと思っておりますので、これからも御指導のほう、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

局長言われることはよく分かるんですけど、これは子どもたちの安全につながることで、工事が始まって改築のあれが進む中で、不備なこととか、こういうことがという、出てくることは当然想定できると思います。しかしながら、この工事についても、いきなり業者が工事をするわけじゃないですよ。設計があったと思うんですよ。設計の段階でこれ見落として、私に言わせればそういうことなんです。

もともと工事って物を直していくことが目的、業者がそれをするんですけど、子どもたちが学ぶ、その場所ですよ。町長がいつも冒頭言うように、子育てのあれで子どもたちが宝であるんであり、それを守るのは行政であり、私たちであるということ、まず基本に置いてやっていただきたい。ましてや、その統廃合に伴うことで、大勢の子どもたちが集まる施設ですから、十分な配慮はしてしかなるべきだと、そういう思いがします。

再三私申し上げますけど、業者についても、その業者自体を悪く言うんじゃないんですけども、やり方、取りかかりの仕方に私は問題があるように思います。今後は、ぜひ、そういうことがないようにしていただきたいけれども、度々あって同じ答弁で、こういう場合はこうでありましたよという、言わば言い訳のようにしか私は聞こえません。

そこで、教育委員会側は、教育委員会担当部署ですから、今局長答えなりましたが、行政側のほう、ぜひ、そういう工事の発注についても、それはどの課にどうこうとは言いませんが、町長、副町長、どちらでも結構です、答弁をお願いします。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

お答えをいたします。

いつも御指摘をいただいておりますけれども、地方自治法の第2条のたしか14項だっと思います。地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を上げなければならないという規定があると思います。まさに、議員の発言は、議会のいわゆるチェック機能上に基づいて発揮をされての御指摘といいますか、御指導であろうかというふうに重く受け止めております。

それから、おっしゃられましたように、今回のこの件だけではなしに、やはり公共施設

の改修全てに共通することでありまして、ひいては行政運営、事務、全てに当たって、こういうことには配慮していかなければいけないということで、改めて職員側へも徹底をしてみたいというふうに思います。

ただ、これも言い訳になって申し訳ないんですけども、ここで学校の統合ということで、統合も時々あるんですけども、9校を3校にする。これはもう何百年に一回あるかないかというようなことでありまして、本来なら吸収統合じゃありませんので、新しい学校に3つつくるということで、本来ですと新築してもいい事業でもあろうかと思っておりますが、財政的な状況もございまして、既存の学校を改修するということで御了解をいただいたところであります。

しかし、今までの学校じゃなしに、それぞれの学校が新しい学校だというふうにしてスタートする、さらに次代の吉備中央町を担う児童を育成していく。そういう拠点でございまして、できる限り細部に心を尽くして整備をしていく必要があろうということで、最終的に校長先生等にチェックをしていただきましたら、教育委員会が説明を申し上げましたような、安全対策でありますとか、隠れてどうしても見えないところがございまして、改修をさせていただいたというところでございます。

今後の施設におきましても、細心の注意を払いながら設計をしておるところでございまして、現場の先生の御意見も、最終的なこともチェックをいただきながら、整備を進めてまいりたいし、ほかの公共施設あるいは行政事務全般に当たりましても、そういう配慮して進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

副町長、今言われたことは当然のことなんです。しっかりと配慮してほしいんですよ。全ての事業に対していろいろな、今までにも公共事業についていろいろ申し上げましたけれども、財政的にも、今、大変な時期ではあります。しかしながら子どもたちのため、町民のために財政を有効活用しながら、よいものをつくっていただきたいんですけども、急がずに、もう少しよく時間をかけて、そしてやっていただきたいなと思うんですが。ものが決まると、すぐそれを発進して、設計、施工ということに進んでいくけど、やはりしっかりと、その中も吟味しながら、そして、幾らかは変更とか、補正の場合は今までも付き物ですけども、やはり無駄な使い方をしないようにということを心がけなが

ら、行政側のほうも一生懸命頑張っしてほしいという思いがしますので、答弁は結構ですけど、それだけを申し上げておきます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第53号、請負契約締結の変更について（吉備中央町立豊野小学校校舎内装改修工事）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第57号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

会計補正予算の執行ということの執行部に対して質問なんです。

執行部には、町民の方から預かった税金を執行するという執行機関としての働きがある

と思います。ただ一方で、きのう9月14日のNHKの報道によりますと、9月19日に第1回口頭弁論が行われるという報道がありました。町民の方々の中にも役場はどう考えてるのかなあと、非常に多くの声が私には届いております。執行機関として、やはりこう税金を扱って事務事業を行うには、ある程度の透明性が求められると思いますので、まず、この9月19日第1回口頭弁論について行われたのか。また、その内容等を教えていただけたらと思います。

○議長（難波武志君）

成田議員、この一般会計補正予算と関係がありますか。

○9番（成田賢一君）

私はあると思います。議決が決まれば予算が執行されるわけですから、執行部としての行政の透明性、町民の方々もそれを望んでいらっしゃいます。

○議長（難波武志君）

この予算の中に上がってますかね。

○9番（成田賢一君）

予算の項目では上がってない。予算の執行まで考える、議決を考えると、ここは含まれるんだと思っています。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

質問は、この補正の一般会計の中の何ページの項目でしょうか。

○議長（難波武志君）

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

町長、質問する際には反問権をまず行使します、議長に対して。議長から反問権の行使が許されてから質問してください。

（町長、「反問権じゃない。具体的に分からないから。」の  
声）

○議長（難波武志君）

反問権ではなくて、この補正予算のどこに出ていますかということですから。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

補正予算の項目ではなく、補正予算の執行を議事機関である議会を構成する一人の議員として賛成するか、それともそうじゃないかということを考えたときに、その執行機関としての執行部が、町民の方々がそれどうなっとんかなあと思ってる、その不透明さという部分の説明責任というものがあるんじゃないかと、私は考えております。

○議長（難波武志君）

成田議員のことについては分かりますけれども、これは補正予算ということですから、この中に入ってないということになりますと、ここでこの質問というわけにはいかないと思います。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

今の論議、非常に微妙なところだと思うんですが。一般予算にしても、補正予算にしても、それを執行していくための政治姿勢として、やっぱり論議の対象になるのは当然だというふうに思うんです。補正額の多い少ないじゃなくて、それに向けて、その執行に向けて町長はどういうふうに対応しようとしているのかということだと思うので、慎重な、議会で論議を狭めるんじゃなくて、論議の対象に位置づけながら、今後も対応できるようにしておくべきだというふうに思いますので、一言どうでしょうか。

○議長（難波武志君）

ここで休憩をしたいと思います。

暫時休憩をします。

午前10時02分 休 憩

午前10時14分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの成田議員の質問に対し、町長より答弁をお願いします。

○町長（山本雅則君）

それでは、説明責任につきましては一般質問で答えたとおりでございます。この予算の執行、これは当初予算につきましても、補正予算につきましても、執行者といたしましてしっかりと、この大事な予算を執行させていただきます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

3番、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

一般会計の補正予算で10ページの消防費、消防緊急防災・減災事業の消防救急デジタル無線更新事業510万円とあります。IP電話、消防無線の更新事業ということだと思うんですが、現在の台数と、更新の内容は具体的にどのようなものなのかを教えてくださいたいです。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

山本議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、ちょっと台数等につきまして、手持ち資料を持っておりませんので、また報告させていただきます。

これ、岡山市の消防局のほうの更新に併せまして、町のほうもその負担をしているものでございますので、今、岡山市がちょうど市役所の建て替えをしております。それに併せまして、防災機器のほうの更新のほうを併せて行なっているものでございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

3番、山本洋平君。

○3番（山本洋平君）

台数のほうは未定ということで、また後日、報告をしていただければ結構ですが。

これ実際、火事場へ出たときに非常に重要なことだったと思うんですけど、IP無線のスピーカー機能では非常に聞こえづらかったんですね。ポンプのそばにいたり、大体IP無線というのは、筒先とポンプのところへ大体持たれる。その指導、指示する方が持たれると思うんですが、更新事業も必要だと思うんですが、もし、よろしければ次回補正のときにインカムであるとか、イヤホンだとか、そういうマイクの機能がついたものも消防団の方と協議していただいて、導入を考えていただけたらと思います。答弁は結構です。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

13ページ、農林業費について。

頑張る農家応援補助金を1,000万円積み上げるといふ、実質ね、そういう補正ですが。大歓迎なんです、この頑張る農家応援事業というのは、ある意味では小規模農家支援あるいは新規に就農して、まだ間がない人たちに対する大きな励ましになっていると、そういう意味ではふるさと納税の米の買上げと並んで、近辺の農村自治体に対しても自慢してもいいんじゃないかというような内容だといふふうには受け取ってます。ただ、それが要求に対して十分かどうかといふのは、基金の範囲等もあるでしょうから、と思いつつも、マイナス面よりもこれを積極的に取り組んでいるということについて、しっかり評価したいんですが。ただ、それがみんなの要求、農家の要求に充足できているかどうか。この実情を、まずお聞きしたいということと。

さらに、これは町長の政治姿勢だと思うんですが。必要なら、それをさらに拡大するといふ、そういう方向、そういう気持ちを持つとられるかどうか。これは2点目。

そして、3点目に聞きたいのが、やっぱり農家の規模によって補助率が違いますよね。僕は、小農家ほど補助率が高くてもいいんじゃないか、金額的には相対的には低くなるかもしれませんが。そういう意味で、しっかり頑張る農家を励ましてるという趣旨を、農家のほうへしっかりと伝わるということが必要だと思うので、その3点について質問させていただきます。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この頑張る農家応援事業、農家の方にも大変喜んでいただいております。今回の1,000万円につきましては、これ5年間を一応時限として考えて、さきの5年が済みました。ここで新たにやはり、これはいい制度だと思っておりますので今年度から新たに5年間という縛りでやっております。当初予算を組んでおりましたが、あまりにも申請数が多いので、やはり早めに、これは購入なりをしていただくのが筋だろうと思ひまして、ここで

補正を上げさせていただきました。ということで、だんだんしぼんでくるかと思いますが、取りあえず5年間というものは確保して、この事業は今後もやりたいと思っております、毎年。

また、何をもって公平か、難しいところでございますが。今はやはり、ある程度の面積に応じて公平感を持たせております。これにつきましては、今年度はこれで行かせていただきます。また、新たにいろんな問題点が出たときには、いろいろ検討すると思っております。その検討の中で、今言われた小規模の農家により手厚くということも一つの検討材料と受け止めまして、来年に向けてその検討していきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

あつ、ごめんなさい。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

補足してありますが、この改定はあくまでも5年間というのを縛ってますので、一応は5年間はこういう、今の内容で行きたいと思っております。

そして、この品目につきましても、今年新たに拡充をしております。それをまた拡充するのも、すみませんが、5年後に新たにこの5年間を精査して、次につなげていきたいと思っております。

○議長（難波武志君）

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

一般質問でも若干取り上げたんですが、国の動向が、どう見ても引き続き大規模農家をしっかり励ますという、言わば小農家が切り捨てられるとまでは言わないにしても、一層追い込まれた状況になっていく可能性は強いと思うんです、今の国の姿勢から見て。そういう意味では、この頑張る農家応援事業が非常に意味を持ってると、政治的に、というふうに私は受け止めてます。

そういう観点から、確かに5年間、いろんなことを経験しながら、さらにということですが、これだけで新しく就農してもらう人をしっかりと励まそうというときですから、そういう意味での見方をしっかり踏まえておく必要があるんじゃないかということをお聞きするわけですので、よろしく。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

はい、しっかりと受け止めまして、また5年が済んだときにはしっかりと検討して、より農家の方に使い勝手がいいものにしていこうと思っております。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

ページ数でいきますと12ページの上から2つ目のところになりますけど、配食サービス業務、ここで補正ということで。これの利用的なもの、利用者さんが増えているのかどうか。そのあたりの動きをお尋ねしたいと思います。

それと、この51万1,000円が、内容、何食になるのか。そのあたりをお聞かせいただければと思います。

それと、14ページのほうの土木費の中の手数料、これが何に当たるのか。そこを教えてくださいいただければと思います。

それとあわせまして、ちょっと小さい金額、聞きますけれども、15ページのとこの教育費の一番上ですけど、住宅の中の修繕料、これは主に今回どのようなものを修繕していただけるのか。ちょっとそのあたりをお聞かせください。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、御質問にお答えいたします。

配食サービスでございますが、令和5年度当初に見込んでおりました配食数よりも、今年度、今現在実績を見ますと増える見込みでございますので、ここで補正するものでございます。当初におきましては1万2,000食の予算を取っておりましたけれども、今年度の実績を見まして1万3,215食に増加するものです。利用者数自体は増える、減るはございますが、あまり大きく変わっておりませんが、例えば週に3回利用された方が毎

日になったとかということで、食事数が増加しているというのが現状でございます。食数分は、ですので1, 215食分を補正してるということで、単価420円でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

大月建設課長。

○建設課長（大月 豊君）

御質問の土木費、道路維持費の役務費、手数料ですけれども、これは町道を通行するに当たりまして倒木、倒れてきた木の撤去、それから通行する際に危険を及ぼすおそれのある木の撤去の手数料でございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、黒田議員の御質問にお答えいたします。

教員住宅管理費の修繕料ということですが、今年入居する方が増加しまして、その入る部屋にちょっとエアコンや給湯器が故障していたという現状がありました。そのために入居に合わせて修繕したところ、予定していた修繕費を全てもう使い切ったということで、今後を冬に向けて修繕等必要な場合が見込まれるということから、今回補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

1番、日名義人君。

○1番（日名義人君）

民生費のほうの高齢者向けの配食サービスということなんですが、児童福祉というふうな観点から見て、子どもに対するこの配食も、現実には少数だと思うんですが、必要な状況、現に社協のほうでは何食か配食サービスをボランティア的にやられてるというふうに聞いてるんです。そういった意味では、子どもたちの状況、教育委員会はどう受け止めて、今後これを一つの制度として、事業として取り組んでいくという、そういう気持ちはあるのかどうか。政治姿勢みたいなどころですが、お聞きしとこうと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

日名議員の御質問にお答えいたします。

今、議員さんが言われたとおり、社協等を利用して、子どもへも夏休み、特に配食サービスを利用のほうさせていただいてとることがあります。こういったことがあるということも、学校を通じてお知らせ等もしております。今のところはそういった今現在ある制度、社協等を利用しながらということで、今のところはそれで考えております。

以上です。

（1番、「新たには、考えてない。」の声）

そうですね、今のところは、すみません、まだどれくらいの希望があるかとかというふうなのを集計しながら、それをもって、いろいろまた検討というか、させていただければと思います。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

9番、成田賢一君。

○9番（成田賢一君）

私は、反対ということで、ちょっと討論させていただきます。

なぜなら、執行機関である執行部が予算を執行するに当たって、議事機関である議会がそれを承認しなければできないんですけれども、一人の町民の代表の議員の一人として、町民の方々に対して、そしてここでも説明がないまま、でも補正予算はして事業を行うということに対して、どうしてもちょっと賛成ということが難しいということもありますので、ここで表明させていただきます。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し、賛成者の発言を許可します。

11番、西山宗弘君。

○11番（西山宗弘君）

一般会計補正予算につきましては、議会側からの質問と、そしてこの中の内容について、私は適正に処理していただきたい。執行していただきたいという部分から賛成にいたします。

○議長（難波武志君）

次に、原案に対し、反対者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

これで討論を終わります。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、議案第57号、令和5年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第58号、令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、令和5年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第59号、令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第59号、令和5年度吉備中央町後期高齢者医療特別

会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第60号、令和5年度吉備中央町診療所特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第60号、令和5年度吉備中央町診療所特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第11、議案第61号、令和5年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第61号、令和5年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

古好住民課長。

○住民課長（古好広徳君）

それでは、諮問第1号の御説明をさせていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

なお、氏名、住所、生年月日の順に読み上げさせていただきますが、誠に恐縮ではございますが、氏名につきましては敬称を省略させていただきます。

氏名、吉岡明子、住所、豊野2番地3、生年月日、昭和34年7月21日。お二方目です。氏名、田村豪一郎、住所、上野2440番地35、生年月日、昭和37年5月6日。

3人目ですが、氏名、小倉孝男、住所、案田331番地1、生年月日、昭和39年12月22日。令和5年9月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

それでは、御説明をさせていただきます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、その職務を行います。法務大臣が人権擁護委員を委嘱するに当たっては、まず町長が人権擁護委員にふさわしい候補者を選び、議会の意見を聞いた上で貴方を法務局へ推薦します。そして、法務局で県の区域内の弁護士及び岡山県人権擁護委員連合会に意見を求めて検討した後、法務大臣が委嘱いたします。

現在、人権擁護委員をしていただいております5名の方のうち、3名の任期が満了となりますので、後任として推薦するものです。任期は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありません。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、吉岡明子、田村豪一郎、小倉孝男、各氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、吉岡明子、田村豪一郎、小倉孝男、各氏を適任とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、同意第1号、吉川財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡総務課長。

○総務課長（片岡昭彦君）

それでは、同意第1号について説明をさせていただきます。

吉川財産区管理委員会委員の選任につき同意を求めることについて。下記の者を吉川財産区管理会の委員に選任したいので、吉備中央町財産区管理条例第5条の規定により、議会の同意を求める。

記として、左から氏名、住所、生年月日の順に朗読させていただきます。なお、敬称につきましては省略させていただきます。

石原昭一、吉川1900番地、昭和31年1月16日。坂井繁、吉川2456番地、昭和18年12月15日。石井和雄、吉川3829番地2、昭和26年3月8日。大嶋只弘、吉川5888番地2、昭和42年7月26日。根本新二、吉川5011番地、昭和28年2月7日。田中茂己、吉川1504番地12、昭和28年6月1日、番木弘、黒山32番地、昭和33年11月20日。令和5年9月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

吉川財産区管理委員会の委員の任期につきましては4年間であり、このたび令和5年10月17日で任期満了となることから、新たに選任同意を求めるものです。

なお、7人の委員につきましては、吉川財産区から推薦されたもので、新任の方は石原昭一、石井和雄、大嶋只弘、根本新二、番木弘の5名の方であり、ほかの3名の方につきましては再任としてお願いするものです。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、同意第1号、吉川財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

それでは、同意2号の説明をいたします。

同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。下記の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記といたしまして、住所、吉備中央町竹荘820番地6、氏名、平上博、生年月日、昭和51年7月5日。令和5年9月4日提出。吉備中央町長、山本雅則でございます。

この同意は、教育委員の任期満了に伴うものでございます。現在の禰元幸治委員の2期目の任期満了に伴い、新たに平上氏を委員に任命するための同意をお願いするものでございます。任期は、令和5年10月30日から4年となります。よろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

お諮りします。

ただいま町長から、山崎誠君外5名、発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について、各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

この際、これらを日程に追加し、直ちに議題としたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書について及び閉会中の特定事件の調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時48分 休 憩

午前10時49分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第1、発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題とします。

事務局に朗読させます。

○議会事務局長（亀山勝則君）〔発議第4号朗読〕

○議長（難波武志君）

ただいま発議について朗読しましたが、提出者から補足説明がありましたらお願いします。

8番、黒田員米君。

○8番（黒田員米君）

本請願につきまして紹介議員を代表いたしまして、一言意見を申し上げたいと思います。

本森林環境譲与税につきましては、来年度より本格的な運用ということになっております。そういった中で、現在ちょっと試行的な動きの中で動いていますけれども、この意見書中にも書かれてありますように、その総額の配分として50%が森林面積によるもの、そして20%がその中の林業に携わっている人の数によって分けられるもの、一番問題になるのが残りの30%、これが人口によって分かれていくと、我々のような吉備中央町のように森林面積は大きいんですけれども、非常に人口が少ないところに対しましては非常に少ない金額となります。逆に、都市部において、例えば東京都内であって、大きな何々区というようなところにつきましては、数千万円がどんと入っていくような、そういった配分率になっていきます。

そういった中で、やはり現実には森林を抱えている自治体が、やはりそこを守っていくという一番当初の基本の理念、ここに合致しようと思えば、人口の配分というものをもう少し配分率を検討していただきたい。こういったものが今後必要ではないかと思っておりますので、ぜひ議員皆さん方のよき判断をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（難波武志君）

ほかに御意見、御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

討論なしと認めます。

発議第4号について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、発議第4号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

追加日程第2、閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

お諮りします。

本件については各委員長の申出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て終了しました。

この際、町長の御挨拶があります。

○町長（山本雅則君）

閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には17日間という長い期間、慎重審議を賜りまして、今回上程をさせていただいた全議案について可決をいただきました。心から御礼を申し上げる次第でございます。

今朝は、令和5年度のふるさと米の出発式をさせていただきました。多くの方が集まっていたいただき、本当にこう、いい顔で新米を送り出したところでございます。この事業につきましては、皆さん同じ思いと思います。中山間の我が町、本当に苦勞してお米を作っておられます。ともすれば、もうやめようかというような高齢者の方が多々おる中で、少しでも助けになってるのではなかろうかと思っております。この事業は、やはり続けなければなりません。そのためには執行部も頑張ります。ぜひ、議員の皆様方も一人でも多くの方に吉備中央町のお米に美味しいよと、ふるさと納税すれば入ってくるよということを広めていただければありがたいと思います。

まあ、このところ大変気候の変わり目が激しくて、なかなか体を壊すんじゃないかろうかというような気候でございますが、ぜひ皆様方、お体には十二分に御自愛されまして、またすばらしい気候、秋がやってまいります。ぜひ、秋の吉備高原等々を楽しんでいただければと思います。大変、今議会、ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで令和5年第4回吉備中央町議会定例会を閉会します。

御苦勞さまでした。

午前10時58分 閉会